

地域おこし協力隊（協働の地域づくり推進）の募集について
～能登スイカ編～

羽咋市は能登半島の付け根に位置し、北は中能登町と志賀町、東は富山県氷見市、南は宝達志水町に隣接し、海岸線は能登半島国定公園に含まれています。県庁所在地の金沢市からは約40 k mの距離にあり、北西は眉丈山系、南東は宝達・石動山系に囲まれた邑知地溝帯の西端に位置し、東西約11.04 k m、南北約10.82 k mで81.85 k m²のコンパクトなまちです。

車で走ることができる唯一の海岸線（千里浜なぎさドライブウェイ）を有するほか、市内には国の重要文化財に指定された建造物が多く遺されています。

また、平成24年6月に世界農業遺産（G I A H S）の認定を受けた能登の里山里海に残る自然や文化・伝承を後世につなげていくため、地域を上げた取組を行っていきます。

1 募集の概要

羽咋市の粟ノ保地区や上甘田地区などでは、古くからスイカや大根の栽培が盛んに行われており、特にスイカについては金沢市に次ぐ石川県内第2位の産地規模を誇っています。しかしながら、他の農作物と同様に生産者の高齢化や後継者不足が深刻化しており、耕作放棄地も拡大傾向にあります。現在のままでは、産地としての規模を拡大することはもちろん、現状の生産体制を維持していくことさえも困難な状況に直面しています。この誇るべき地域の特産品を守り、次世代へ繋いでいくためには、新たな農業の担い手が不可欠です。

そこで、将来のスイカ農家として羽咋市の産地を守り、農業での独立を目指す人材を「地域おこし協力隊」として募集します。着任後は、受け入れ団体である「農苑みやび」での実践や「いしかわ耕稼塾」での研修を通じてノウハウを習得し、3年後の就農・自立を目指していただきます。

2 地域おこし協力隊と一緒に進めていきたい活動内容

- （1）「いしかわ耕稼塾」での研修を通じた、農業の基礎知識や栽培技術の習得。
- （2）受け入れ団体「農苑みやび」での現場実践を通じた、スイカ栽培のノウハウ習得と農園業務への従事。
- （3）任期終了後の就農・自立に向けた、自身の農地の確保および整備（再整備）。
- （4）上記によらず、活動の中からみつける自立に向けた活動

3 派遣先 農苑みやび（羽咋市吉崎町イ83）※就業場所は羽咋市滝谷町 代表 西村 雅幸

4 募集人数 1名

5 募集対象

- （1）現在3大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の対象地域を除く）に在住し、採用後羽咋市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方

※詳しくは、下記12に記載してある担当窓口までご連絡ください。

- (2) 令和8年4月1日時点で、年齢が概ね22歳以上40歳未満の方
- (3) 地域おこし協力隊の活動に意欲があり、地域との親交を深める熱意のある方
- (4) 普通自動車免許を有する方
- (5) パソコンの一般的な操作ができる方
- (6) 地域資源の発掘及び地域資源の活用による振興活動に興味がある方
- (7) 将来的に地方移住を考えている方
- (8) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (9) 体験研修（1か月程度）に参加できる方

6 雇用形態・期間

地域おこし協力隊員として羽咋市長が委嘱します（市との雇用関係はありません）。

委嘱日から1年（年度単位で更新し、最長で3年間）

※活動の開始時期についてはご希望を聞かせてください。

※主となる活動に付随する業務を副業とし、その収入を得ても構いません。

7 勤務時間

- (1) 週35時間

月に20日程度の活動を行い、報告書の作成をしてください。

- (2) 雇用関係がないことから、休日の活動についての超勤勤務、振替休日などはありません。

8 報酬

- (1) 月額290,000円

※時間外勤務手当、通勤手当、退職手当等はありません。

- (2) 報酬は当月分について翌月21日に支払います。

※委嘱の開始が月の途中となった場合は、月額を委嘱日数で割り返した報酬を支払います。

9 待遇・福利厚生

- (1) 任用期間中の住居に係る費用については、羽咋市地域おこし協力隊設置要綱に基づき支給します。
- (2) 活動に使用する車両については、個人で所有・管理する車両を使用することとします。
- (3) 上記車両に係る使用料（借り上げ料）及び燃料費は、羽咋市地域おこし協力隊設置要綱に基づき支給します。
- (4) その他、市から予算の範囲内で活動に要する経費を支給します。
- (5) 社会保険料等は、本人で加入・負担してください。

10 応募

- (1) 応募期間 令和8年9月1日（火） から

- (2) 応募方法 下記の必要書類を担当窓口へ提出してください（郵送可）

- ①所定の応募用紙
 - ②履歴書
 - ③レポート
 - ④免許証の写し（住所が異なる場合は裏面コピー、または住民票の写しが必要）
- (3) その他 提出された書類の返却はしません。

11 選 考

- (1) 第1次選考：履歴書・レポートによる書類選考
- (2) 1か月の体験研修
- (3) 第2次選考：体験研修受講者に羽咋市役所で面接を実施

12 担当窓口（書類送付・お問い合わせ先）

羽咋市役所 総務部 まちづくり課

電話：0767-22-7192

Mail：machi@city.hakui.lg.jp